# 町政を問う！

## 問 精神障害者医療費助成の拡大の方向性は

## 答 前向きに検討していきたいと考えている

精神障害者医療費助成制度の拡充については、第3回定例会（9月議会）で「精神保健福祉施策を求める請願」が採択され、私ども政和クラブが提出した平成24年度会派予算要望の重点課題にも上げ、町長宛に提出した。また、精神障害者医療費助成制度の取り扱いについては、これまでも議会の場で幾度となく討議されており、これらの議論の過程では、身体障がい、知的障がい、精神障がいのいわゆる3障害の中でも、とりわけ精神障がい者に対する医療費助成制度は、他の市町村の状況などを勘案すると、本町においても制度充実の必要性があると思われる。

そこで、以下の点について質問する。

**問 精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証が交付されている精神疾患障がいの方は、それぞれ何人か。**

**答 厚生部長** 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方は、11月現在で、百99人である。等級別の内訳として、1級が17人、2級が百32人、3級が50人である。また、自立支援医療受給者証を交付されている方は、11月現在で3百46人いる。

**問 本町は、精神障がい者を取り巻く生活状況について、どのように考えているか。**

**答 厚生部長** 第3回定例会に提出された請願書にも精神障がい者の置かれている窮状が訴えられており、精神障がいによって日常生活に支障や制限がある方に対して、必要な助成および支援を行うことは社会復帰の促進、更には自立と社会経済活動への参加の促進を図る上で重要な課題であると認識している。

■イエローリボン

**問 福祉医療制度の充実を図ることは、恒久的な財政支出を伴うことになると思うが、本町における助成拡大の方向性は。**

**答 町長** 武豊町として財政的見地からも福祉医療関係の恒常的な財政支出の拡大が見込まれる中、精神障がい者の方々に対する支援については、重要な施策のひとつであると考えている。今後、住民相互の理解や認識を一層深めながら、本町の進むべき道筋を考え、議会や関係団体をはじめ、多くの皆さんの意見を参考にし、前向きに検討をしていく。

政和クラブ
福本　貴久 議員

# 問 武豊町は東日本大震災で発生した災害廃棄物処理受入をどう考えるか

## 答 現段階では、放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物は、明確な基準が示されていないため、受入れはできない。

東日本大震災によって発生した岩手県と宮城県の災害廃棄物は、国の方針では、広域処理をめざしているが、各自治体から放射性物質による汚染を心配する意見が寄せられている。10月に環境省より災害廃棄物受入検討状況調査が行われた。

**問** 災害廃棄物受入れ検討調査票への回答内容は。

**答 厚生部長** ①放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物の処理基準及び処理後の結果が明確でないこと、②常滑武豊衛生組合は焼却灰の最終処分場を保有していないこと、③焼却場周辺住民の安全確保やその処理に対する理解を得るのが難しいこと、以上3点を記載し、その他は未記載にて提出した。

**問** 武豊町の災害廃棄物受入れの基準は。

**答 厚生部長** 常滑武豊衛生組合は一般廃棄物受入れ基準しかない。

**問** 災害廃棄物受入れの最終判断は誰が行うのか。

**答 町長** 常滑市と武豊町で協議し、組合管理者である武豊町長が最終判断をする。またその内容なども組合、議会を通じて適宜報告する。

**問** 衣浦港3号地廃棄物最終処分場での災害廃棄物、または焼却灰受入れの可能性は。

**答 厚生部長** 最終処分場は武豊町の施設ではないが、町長は理事であり、私も評議委員であるが、現在のところそういう話は聞いていない。

**問** 現段階での災害廃棄物受入れの武豊町の考えを発信しては。

**答 町長** この質問を通して議会だよりや、町ホームページ内の災害対策の中など、いろいろな形で発信していく。

■被災地の災害廃棄物

関連質問　青木　宏和議員

**問** 衣浦3号地廃棄物最終処分場では、現在、放射性セシウム濃度の測定はしているか。

**答 環境課長** 現在は、測定項目になく、また、予定も聞いていない。

関連質問　青木　宏和議員

今後、国や県の方針が確定した時に現状を把握しておくことは大事だと考える。ぜひ、県を通じてアセックに要望してほしい。

武豊町第5次行革プラン（平成23年度アクションプラン）の中で23年・24年度にかけて武豊町の施設での使用料・手数料負担の見直し、そして23年度中に減免規定、各施設に関連する団体の補助金関係の見直しを検討しその後、早めに指定管理について対応していく必要があるとされている。

**問** 各施設での減免制度の見直しはあるのか。

**答 総務部長** 町税収が減少に向かう中で、充実した住民サービスを継続していくためには、受益と負担の原則のもとで手数料の適正化を図ることが必要だが、24年度直ちに廃止することは考えていない。

**問** 指定管理への移行を考えている施設はあるか。

**答 教育部長** 24年度から図書館が指定管理へ移行するが、その他はまだ出ていない。

関連質問　鈴木　一也議員

**問** 22年度4月から総合体育館は開館時間が延長されたが、利用者の中から中央公民館の開館時間延長の希望があるが可能か。

**答 教育部長** 中央公民館は日中の利用が多く、施設の性質上、午後9時の閉館でお願いしたい。

新政クラブ
青木　信哉 議員

# 問 3・11東日本大震災を受けて、災害に対する備えの変化は

## 答 備えがどこまで必要かについて認識が大きく変わった。

**東日本大震災で消防士や消防団が、津波に備えるため、防潮堤の扉や河川水門を閉めるという危険な職務を遂行しに行き、多数犠牲になった。このことを教訓にして以下お尋ねする。**

**問 河川水位などをホームページ（HP）緊急情報の中でリアルタイムに見られるようにできないか。また、日、週などの推移も併せて見られないか。**

答 町長 気象情報に加え、河川などの水位情報をリアルタイムにHPに公開し、住民の非難時の情報として活用できるものにしたい。

また、日、週などの推移は、公開する情報について検討していく。

**問 河川などの水位の映像もリアルタイムで見られるようにならないか。**

答 総務部長 水位監視システムにはwebカメラを導入し、リアルタイムにHPに公開していく。

**問 河川水門の開閉を遠隔操作で可能にされたい。**

答 総務部長 重要水門から、順次遠隔操作に切り替えてもらえるように、県に強く要望していく。

**問 津波警報発令時に防潮堤扉の開閉を近隣企業や自主防災会に実施していただけるような仕組みを構築するべきではないか。**

答 総務部長 ファイザー株式会社前の7号防潮堤扉については、企業で操作する体制をとっているが、それ以外の5つの防潮堤扉については消防団が行うことになっている。

今後、町の職員が出動して操作する準備を進めている。近隣企業や自主防災会に協力していただくためには、確実な操作、安全の担保など考慮する点があるので、十分検討していきたい。

■被災地の防潮堤

**問 非常用備蓄食料数が、武豊町地域防災計画に定める避難者数の一日2食で二日間分の想定は、どのような理由か。**

答 総務部長 災害発生時には、備蓄食料は大変重要なものであるが、今のところ、必要最低限の備蓄としている。3・11震災を受けて、備えについての認識も大きく変わった。町独自の判断でできることは着実に進めていく中で、備蓄食料についても、今後は更に充実を図っていく。

**東日本大震災義援金箱を1階ロビーに設置し、同時に窓口受付した総額が、10月31日の時点で8百万円余りに達した。町民の、復興を願う証しではないか。**

**問 復興の大きな妨げになっている災害廃棄物を受入できないとするのではなく、受入ができないか、その可能性を探す努力をするべきではないか。**

答 厚生部長 本町は被災地の復興を強く望み、現在もでき得る限りの支援をしているし、今後も、その基本姿勢を堅持していく。

しかしながら、放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物は、広域処理について将来にわたり安全が確保されなければいけない。今後も、町民の安全・安心を基本として、災害廃棄物の受入の関係については、情報収集に当たると共に国や県の動向を注視していく。

町民クラブ
佐伯　隆彦 議員

# 問 どうする 老朽空き家対策！ 空き家条例制定を

## 答 所有者の管理が前提。条例制定は今後、研究が必要。

今、全国で空き家問題が大きな社会問題としてとりあげられている。放置されたままの空き家は、年月の経過とともに、柱などが腐り倒壊の危険が増す上、台風などにより壊れた戸や屋根などが近隣に飛び散り、人的、物的被害を引き起こす恐れがある。ましてや、連動地震が予想される中では、住民の不安は臨界状態である。ゴミの不法投棄や放火、子どものたまり場など、犯罪の温床にもなりかねない。

しかし、空き家はあくまでも所有者の私有財産であるため、行政による民事不介入や、善管注意義務などの民法上の縛りがあり、第三者が勝手に解体や撤去などの処分ができないという悩ましい問題がある。

**問 本町における空き家状態の家屋などはどのくらいあるか。**

**答 総務部長** 平成17年の国勢調査をもとにした住宅・土地統計調査（平成20年）により推計されるのは、1，700戸（10・27％）。

**問 空き家に関する住民からの通報はどのくらいあったか。**

**答 総務部長** 平成22年に2件、23年に2件。

**問 その内容は。**

**答 総務部長** 倒壊の危険3件、不法侵入など1件。

**問 どのように対処しているか。**

**答** 個人の所有物に、町が直接手を出せないので、所有者に「家屋の補修、撤去等管理のお願い」という文書を出している。

空き家対策は、防災・防犯上の危険を伴うので、防災交通課を中心に、関係課と連携をとりながら対応している。

**問 埼玉県所沢市、足立区、和歌山県などでは、民法の縛りがある中で、「空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、条例の抑止効果により、解体・撤去などの適正管理の初期の目的を達成している自治体がある。本町でも、条例制定の必要性を感じるがどうか。**

**答 町長** 所有者の管理が前提であり、条例制定には慎重にならざるを得ないが、本町においても、危険家屋の実態は4件とは言い切れないところがある。先進事例を研究することは必要と思う。

■隣人の善意によってきれいに撤去

■10月22日に倒壊した家屋

公明党議員団
本村　強 議員

# 問 教職員の長時間勤務の改善を求める

## 答 努力するが、困難が伴う

日本共産党議員団
梶田　進 議員

近年、少子化、核家族化、地域環境の変化、教職員の大量退職時代を向かえ、教育現場では様々な問題が起きている。特に、教職員の勤務状況は厳しく、それに伴って様々な事件・事故がおきている。学校は子どもが安心して、教育を受けることができる環境が必要である。

**問** 町内小中学校の職員室の灯りが夜遅くまで点いているが、教職員の勤務実態はどのようになっているか。

**答 教育長** 勤務の多忙については、学校間格差、個人差、時期的なこともあるが、遅くまで学校で仕事をしている実態がある。

平成23年度4月では、勤務時間を超える1箇月の在校時間の平均時間は、小学校で1人あたり約68時間、中学校で1人あたり約76時間である。

**問** 長時間勤務となる理由として、授業教科の準備の他、一般事務的仕事が多くあること、小学校では専科教員がいないこと、中学校では部活動の指導などがあると聞いている。

解決するためには、事務職員の配置、専科教員の配置、早朝、土・日部活動の中止などが求められている。

**答 教育長** どの学校も専科教員の配置を求めている。教育委員会、校長会からも提案されている事項で、関係機関に要望しているが、財政的な面から余裕ある人員配属がない。

部活動については、やりたい、やらせたい、やってもいいという、生徒、保護者、教員の3者の意見が合致したとき、大きな力となる。この想いを大切にしたいと考えている。

■毎日ガンバル!!部活動

**問** 教員の車が帰宅途中に盗難に遭うという事件が発生した。午後8時まで在校しており、長時間勤務せざるを得ないような仕事量が発生することが問題である。人員不足が大きな要因となっていないか。

**答 教育長** 一生懸命やっている先生で、日頃からの取り組みもしっかりやってくれる先生である。疲労困憊しているほどでもなく、本人が追い詰められた気持ちを持っている状態でもなかった。

**問** 近年、嫌煙権の主張が強くなり、公共施設内での禁煙は当たり前となっている。児童・生徒は大人の行動に興味を持ち、一度、試してみようとするものであることを教育者は忘れてはならない。教職員の健康のみならず、児童・生徒への健康を指導する立場からも、禁煙は実行すべきである。喫煙する教職員がいる場合、児童・生徒の目の届かない場所に、有害物が除去できる装置を設けた喫煙所を設置すべきではないか。

**答 教育長** 受動喫煙の対策が求められ、対応として、施設内では禁煙としており、児童・生徒への影響は無いと考えている。目につくところでの喫煙については検討していきたい。